

(公印省略)

2 福介連監指第 33 号
令和 2 年 4 月 16 日

各日常生活支援総合事業所 管理者 様
各市町村地域包括支援センター管理者 様
各市町村介護保険担当課長 様
各支部事務長 様

福岡県介護保険広域連合
事 務 局 長

新型コロナウイルス感染症に係る日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6））の報酬の考え方について（通知）

本年 4 月 7 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域として福岡県が公示されました。これに基づき、介護サービス事業所等において、感染拡大を防止するためにサービス提供の縮小や自粛、休止等を検討・実施する事業所において、報酬の算定方法等について多数の問い合わせが寄せられている状況です。

このため、**令和 2 年 4 月サービス提供分以降**の日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6））の報酬の考え方について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせいたします。

また、本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めてお知らせします。

記

- 1 日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6）以下「日常生活支援総合事業」という。）のサービス提供を行っている事業所において、月途中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、一時的に事業所全体のサービスの休止等を行ったことによりサービスの提供を行うことができなくなった場合、サービスの代替で月途中から別の事業所においてサービスの提供を行った場合、どちらの事業所においても日割りで請求を行うこととする。

この場合の日割りの計算方法について、一時的に事業所全体のサービスの休止等を行った事業所については、当該利用者にサービスを提供することがで

きなくなる日の前日（事業所休止日の前日）まで（月額包括報酬の日割り請求にかかる適用の「指定効力停止の開始」を便宜上適用）、月途中でサービスの代替でサービスの提供を行った事業所については、利用者との契約開始日（契約日）から（月額包括報酬の日割り請求にかかる適用の「利用者との契約開始」を便宜上適用）の日割りで算定する。

【根拠通知】介護保険最新情報 Vol.779 令和2年3月6日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問4

介護保険最新情報 Vol.773 令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問4の準用

- 2 日常生活支援総合事業のサービス提供を行っている事業所において、月途中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、一時的に一部の利用者に対してサービスの休止等を行った場合、その利用者が当該事業所において最後にサービスの提供を受けた日までを日割りで算定する。
- 3 日常生活支援総合事業のうち通所系サービス事業所において、一時的に通所系サービスの休止等を行った後に、利用者等や介護支援専門員と協議した上で、当該通所系サービス事業所において、利用者の個別サービス計画の内容を踏まえ居宅を訪問する等できる限りのサービス提供を行った際は、月額報酬により算定する。

【根拠通知】介護保険最新情報 Vol.770 令和2年2月24日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」別紙1

- 4 有料老人ホーム等に入所している利用者に対して日常生活支援総合事業のうち訪問系サービス事業所がサービスの提供を行っている場合において、有料老人ホーム等が新型コロナウイルス感染症予防の観点から施設において面会制限を行う等によりサービスの提供ができなくなった場合については、サービスの提供を行うことができなくなる日の前日（有料老人ホーム等が面会制限を行った日の前日）までの日割りで請求する。

【問い合わせ先】

福岡県介護保険広域連合事業課

（係名：電話番号）

給付係：092-981-9073

監査指導係：092-981-9075

指定係：092-981-9074